

新型コロナウイルス感染症に係る町主催のイベント・行事の 開催について

令和2年2月28日
(令和2年4月1日一部改正)

立 科 町

新型コロナウイルス感染症による感染例が日本国内でも多数報告され、県内でも感染例が発生した状況をふまえ、感染拡大防止の観点から、町主催のイベント・行事について下記のとおり定めました。

記

1 基本的な考え方

- (1) 多数の参加者が集まるイベント・行事は、感染リスクが高いものとして、延期または中止を検討します。特に、参加者が不特定多数に及ぶ場合には、原則、延期または中止とします。また、参加者が必ずしも多数に及ばなくても、飲食の提供を目的にするものや、屋内の狭いスペースに長時間とどまるものは、原則、延期または中止とします。
- (2) この時期に開催しなければならず、実施日の変更が困難なもの(卒業式、資格試験など)は、参加者を極力限定するなどした上で、感染防止対策を徹底し、参加者への注意喚起を十分に行って開催します。

2 開催する場合の感染防止対策等

- (1) 開催にあたっては、参加者への手洗い、マスクの着用を求め、可能な限りアルコール消毒液の設置、風邪の症状のある方への不参加依頼などを行います。
- (2) 参加者数及び開催時間は、極力必要最小限にとどめることとします。

3 適用期間

この取扱いは、2月28日から当面の間において適用することとします。
(ただし、今後の状況によっては、期間の変更があります。)

※ 町が開催する会議等についても、上記に準じて開催を検討します。